



六管区水路通報第27号

令和6年7月12日

第六管区海上保安本部

【目次】

第284項	瀬戸内海	壬生川港及び付近	・	深浅測量
第285項	瀬戸内海	今治港付近	・	魚礁設置
第286項	瀬戸内海	来島海峡	・	潮流信号所一時業務休止
第287項	瀬戸内海	呉港、呉区	・	航泊禁止区域設定
第288項	瀬戸内海	呉港、呉区	・	栈橋名称について
第289項	瀬戸内海	広島港、第3区	・	ヨットレース
第290項	瀬戸内海	岩国港、第2区	・	航泊禁止区域設定
第291項	瀬戸内海	広島湾	・	海難救助訓練

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

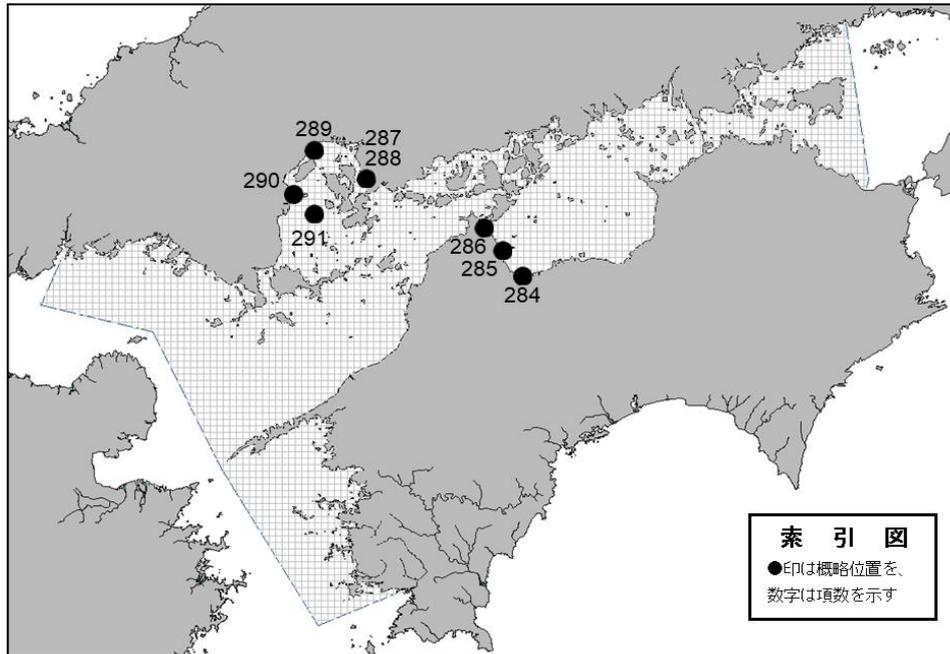
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年284項 瀬戸内海 — 壬生川港及び付近 深淺測量

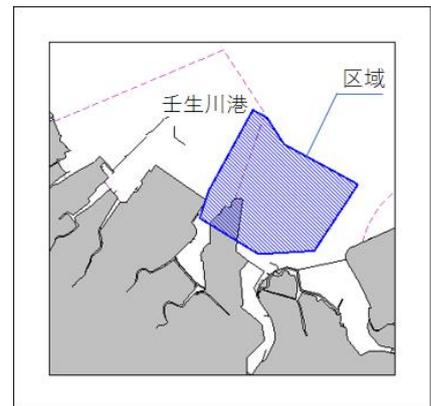
期 間 令和6年7月23日、9月5日、10月16日、12月17日、令和7年2月13日
(予備日上記を除く令和6年7月24日～令和7年3月14日)の日出～日没

区 域 8地点により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 33-56-39N 133-09-13E
 (2) 33-55-54N 133-08-37E
 (3) 33-55-51N 133-07-52E
 (4) 33-56-16N 133-07-04E
 (5) 33-56-35N 133-07-11E
 (6) 33-57-29N 133-07-47E
 (7) 33-57-24N 133-07-58E
 (8) 33-57-06N 133-08-13E

海 図 W1236

出 所 第六管区海上保安本部



★6年285項 瀬戸内海 — 今治港付近 魚礁設置

位 置 34-01-24.2N 133-02-57.7E

備 考 鋼製魚礁、高さ約1.8m、20基

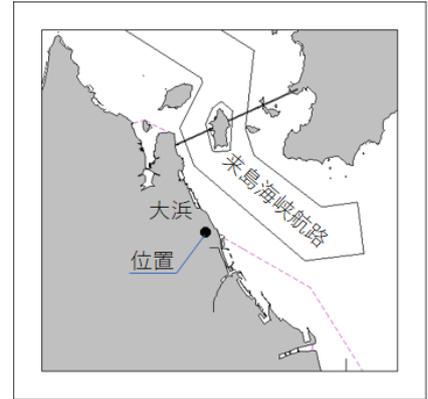
海 図 W1128-JP153-W153-
W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



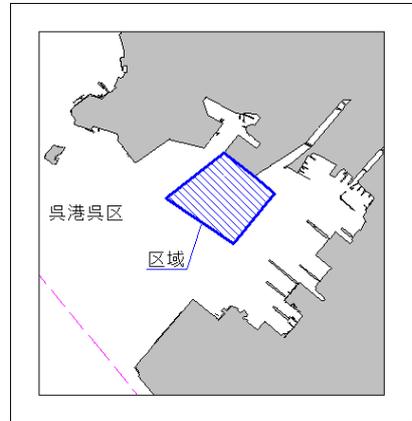
★6年286項 瀬戸内海 — 来島海峡 潮流信号所一時業務休止

期間 令和6年7月29日0800～1800の内3時間
名称 大浜潮流信号所
位置 34-05.4N 132-59.3E
海図 W132-JP132-W104-JP104-
W153-JP153-W1108-JP1108
参照書誌 411 8001番
出所 第六管区海上保安本部



★6年287項 瀬戸内海 — 呉港、呉区 航泊禁止区域設定

期間 令和6年7月20日の1900～2100
区域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-14-19.1N 132-32-50.4E
(2) 34-14-02.0N 132-32-33.6E
(3) 34-14-17.4N 132-32-06.3E
(4) 34-14-33.3N 132-32-30.1E(岸線角)
備考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊を禁止する
ただし、当該行事に従事する船舶及び呉港長が
許可した船舶を除く
(2) 区域を黄色灯付浮標(4秒1閃光)6基及び
赤色灯(4秒1閃光)1基で明示
(3) 警戒船を配置
海図 W1109-JP1109
出所 呉港長公示第1号(令和6年7月10日)



★6年288項 瀬戸内海 — 呉港、呉区 栈橋名称について

位置 2地点を結ぶ線上
(1) 34-14-50N 132-31-29E
(2) 34-14-53N 132-31-33E
名称 海保大栈橋
備考 こじま栈橋の名称変更
海図 W1109-JP1109
出所 第六管区海上保安本部



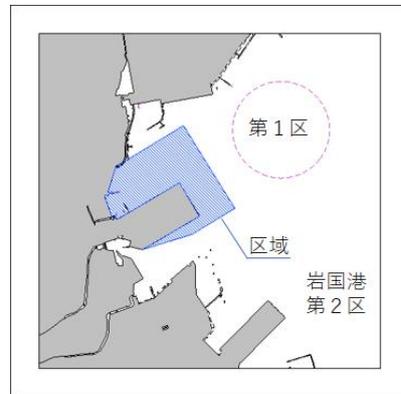
★6年289項 瀬戸内海 - 広島港、第3区 ヨットレース

期 間 令和6年7月28日1000~1700
 区 域 付図に示す線上付近
 備 考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W1112A-JP1112A-W1112B-
 JP1112B-W142-JP142
 出 所 広島港長



★6年290項 瀬戸内海 - 岩国港、第2区 航泊禁止区域設定

期 間 令和6年7月20日(予備日21日)の1930~2100(花火打ち上げ終了まで)
 区 域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-11-30.2N 132-13-58.0E(岸線角)
 (2) 34-11-39.5N 132-14-16.2E
 (3) 34-11-17.2N 132-14-32.7E
 (4) 34-11-10.2N 132-14-18.9E
 (5) 34-11-06.2N 132-14-03.2E(岸線上)
 備 考 (1) 花火大会に伴い、花火大会に従事する作業船舶及び
 港長が航泊を許可した船舶を除き、
 船舶の航泊が禁止される
 (2) 上記区域(2)~(4)の各位置に黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
 (3) 警戒中の巡視艇等から指示があった場合はこれに従うこと
 海 図 W1136-W113
 出 所 岩国港長公示第1号(令和6年7月5日)



★6年291項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和6年7月17日、18日、8月5日、8日
 (予備日7月19日、上記を除く8月1日~9日、19日~28日)の0800~1700
 区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする
 半径1.5海里の円内
 区域2 34-13.0N 132-18.5Eの地点を中心とする
 半径1.5海里の円内
 区域3 34-05.5N 132-21.0Eの地点を中心とする
 半径2海里の円内
 備 考 海上自衛隊による訓練
 海 図 W113-W142-JP142-
 W1108-JP1108
 出 所 第六管区海上保安本部

